

平成26年第9回臨時会

小清水町議会会議録

平成26年第9回小清水町議会臨時会会議録

○議事日程（第1号）

平成26年11月25日（火曜日） 午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について  
（議長諸報告について）  
（町長あいさつ）
- 第 3 議案第54号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 4 議案第55号 小清水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 5 議案第56号 教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議案第57号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議案第58号 小清水町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議案第59号 小清水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例制定について
- 第 9 議案第60号 小清水町地域型保育事業の設備及び運営の基準に関する条例制定について
- 第10 議案第61号 小清水町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例制定について
- 第11 議案第62号 平成26年度小清水町一般会計補正予算（第4号）について
- 第12 議案第63号 平成26年度小清水町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 第13 議案第64号 平成26年度小清水町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について
- 第14 議案第65号 平成26年度小清水町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

出席議員（10名）

1番	林	幸雄	君	2番	大石	誠示	君
3番	下平	正吾	君	4番	森	浩	君
5番	八木	勝正	君	6番	槻間	善高	君
7番	工藤	孝一	君	8番	高橋	隆文	君
9番	遠藤	満夫	君	10番	坂田	秀昭	君

○地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者

小清水町長	林直樹君
小清水町教育委員長	鬼塚茂君
小清水町代表監査委員	中島正喜君

○委任を受け出席した者

副町長	森田明君
総務課長	権藤結君
企画財政課長	金原武浩君
保健福祉課長	鈴木祐之君
建設課長	服部隆文君
子育て支援課長	河西定博君
教育長	渡邊等君
生涯学習課長	瀧口顕君
監査委員事務局長	中野也寸志君

○本会議に従事した者

議会事務局長	中野也寸志君
書記	細川ひろみ君

◎開会の宣言

- 議長（坂田秀昭君）ただ今から、平成26年第9回町議会臨時会を開会いたします。  
（開会 午前9時30分）

◎開議の宣言

- 議長（坂田秀昭君）直ちに、本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

- 議長（坂田秀昭君）日程第1、本日の会議録署名議員は  
4番 森 浩 議員 7番 工藤孝一 議員  
を指名いたします。

◎会期の決定について

- 議長（坂田秀昭君）日程第2、会期の決定について、議会運営委員会の報告を求めます。  
遠藤満夫議会運営委員長。  
はい9番。  
○議会運営委員長（遠藤満夫君）ただ今、議会運営委員会を今朝開催いたしまして、会期を今日1日と決定をしたところです。  
以上、報告といたします。  
○議長（坂田秀昭君）議会運営委員長の報告は、会期1日であります。  
これにご異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）  
○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。  
よって、会期を本日1日と決定いたします。

◎議長諸報告について

- 議長（坂田秀昭君）本日の会議に関する諸報告を中野事務局長から報告させます。  
○事務局長（中野也寸志君）諸般の報告をいたします。  
本日の会議出席議員数は10名でございます。  
本日の会議に関する説明員の出席につきましては、報告書を配付しております。  
以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告について

- 議長（坂田秀昭君）町長から挨拶がございます。  
林町長。  
○町長（林直樹君）臨時町議会の開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。  
早いもので11月も残すところわずかとなりました本日、平成26年小清水町議会第9回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、師走を迎えますご多忙の時期にもかかわらず全員のご応召を賜り、ここに臨時町議会が開会できますことに厚くお礼申し上げます。  
今年を振り返りますと、全国的に記録的な暑さに見舞われたり、これまでに経験したことのない集中豪雨が発生するなど、各地で大きな災害が発生しましたが、幸いにも本町では大きな災害もなく経過したところでございます。

基幹産業である農業につきましても、融雪の遅れや、5月中旬の暴風雨により生育や作業に遅れが生じたところですが、一転して5月下旬以降は好天に恵まれ、畑作3品をはじめ豆類、各種野菜類においても実り多い出来秋を迎えることができたとお聞きしており、心から嬉しく思っているところをごさいます、農業者の皆様のご努力はもとより、関係機関の皆様のご指導等に深く感謝申し上げます。

さて、本臨時町議会に提案させていただきます諸案件でございますが、まず、条例関係ですが、一部改正は、平成26年度人事院勧告に準拠した職員の給与に関する条例の一部改正など4件のほか、止別公民館の移転改築に伴う関係条例の一部改正1件、新規制定は、子ども子育て関連3法の成立に伴い、来年4月施行の特定保育保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例制定など3件、計8件。

次に補正予算ですが、人事院勧告に準ずる人件費等のほか、嘱託職員の処遇改善のための所要経費の追加、及び旧書庫並びに止別旧公民館解体工事費の追加などを主な内容とする各会計補正予算4件、合わせまして12議案を提案することとしておりますので、よろしくご審議のうえ原案につきましてご協賛下さいますようお願い申し上げます、本臨時会招集にあたっての挨拶といたします。

◎議案第54号 乃至 議案第57号

○議長（坂田秀昭君）日程第3、議案第54号乃至、日程第6、議案第57号、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

小清水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について。

教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

権藤総務課長。

○総務課長（権藤結君）ただ今上程されました、議案第54号乃至、議案第57号について、一括してご説明申し上げます。

改正内容につきましては、人事院勧告に準ずる条例改正でございます。

別途お配りしております資料、平成26年人事院勧告に関する条例改正概要をご覧ください。

資料の1、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正、2の小清水町長等の給与及び旅費に関する条例の改正、3の教育長の給与及び旅費に関する条例の改正につきましては、いずれも期末手当を引き上げるもので、6月手当を1.9ヵ月分から1.975ヵ月分に、12月手当を2.05ヵ月分から2.125ヵ月分に、合わせて0.15ヵ月分引き上げる内容となっております。

ただし、本年度につきましては、6月手当が既に支給されていることから、12月手当に0.15ヵ月分を上乗せした2.2ヵ月分を支給することとしております。

次に4の職員の給与に関する条例の改正でございますが、平成26年4月1日適用と平成27年4月1日適用とに大きく二つに分かれます。

まず、平成26年4月1日に遡及して適用される分でございますが、①の給料表につきましては、おもに1級の若年層を中心に引き上げるもので、6級までの全体で平均0.3%、月額最大2千円増の改定内容となっております。

次に、②の期末勤勉手当につきましては、先程ご説明いたしました特別職と同様に6月と12月合わせて0.15ヵ月分を勤勉手当で引き上げる内容となっております。

次に、③の通勤手当につきましては、燃料高騰を考慮し自動車の使用距離に応じた引き上げとなっております。

続きまして、平成27年4月1日から適用になるものでございますが、①の給料表につきましては、民間賃金の低い地域を反映した総合的な見直しにより、平均で2%引き下げる内容となっております。

ります。

次に、②の管理職員特別勤務手当につきましては、平日深夜における災害等の勤務1回につき、6千円を支給する新たな基準内容となっております。

最後の③55才を超える職員に対する減額支給につきましては、平成22年度から実施している給料月額の1.5%減額措置を今回の給料表の見直しに伴い、平成30年3月31日をもって廃止するものです。

以上説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

はじめに議案第54号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第54号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第55号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第56号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第57号、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第58号

○議長（坂田秀昭君）日程第7、議案第58号、小清水町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

瀧口生涯学習課長。

○生涯学習課長（瀧口顕君）ただ今上程されました、議案第58号、小清水町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

お手元の議案書の19ページ並びに新旧対照表をご覧ください。

止別公民館につきましては、地震等災害への対応のため、また、地域の活動拠点として本年5月より移転改築工事を行っておりましたが、11月末をもって完成する予定でありますことから、各部屋の室名、面積及び使用料金を別表のとおり定めるものとして改正を行うものであります。

お手元に配布しております、小清水町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をご覧ください。

別表3、止別公民館改正案の表をご覧くださいと思います。

各部屋のそれぞれの区分、使用料金については、別表のとおりでございます。

なお、集会室については、部屋を区切って使用できることから、集会室1と集会室2に分け区分をしております。

また、各部屋の使用料金につきましては、他の公民館施設の使用料金等を考慮に入れ、使用料金を定めるものでございます。

附則といたしまして、施行期日を公布の日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

はい3番、下平正吾議員。

○3番（下平正吾君）19ページの議案の中の、これ何かの間違ひではないかなという気がするんですけども、備考欄のところに、幼児及び小学生高校生、中学生はと感じたんですけど、中学生はいいんですか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

暫時休憩します。

休憩 午前 9時43分

再開 午前 9時44分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

瀧口生涯学習課長。

○生涯学習課長（瀧口顕君）ただ今、下平議員からご質問がありました、中学生の部分についてでございますけども、新旧対照表に載っておりますとおりですね、幼児及び小中高中生となっております、中学生が抜けております。

議案第58号につきまして、中学生が抜けておりますけども、中学生をいれることとして、訂正させていただきたいということでよろしくようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

○3番（下平正吾君）はい。

○議長（坂田秀昭君）他に、質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第58号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第58号、原案のとおり可決されました。

◎議案第59号 乃至 議案第61号

○議長（坂田秀昭君） 日程第8、議案第59号乃至、日程第10、議案第61号、小清水町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例制定について。

小清水町地域型保育事業の設備及び運営の基準に関する条例制定について。

小清水町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例制定についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

河西子育て支援課長。

○子育て支援課長（河西定博君）ただ今上程されました、議案第59号、小清水町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例制定について、議案第60号、小清水町地域型保育事業の設備及び運営の基準に関する条例制定について、議案第61号、小清水町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例制定について、一括してご説明申し上げます。

これらの条例制定の主旨についてですが、ご案内のとおり、子ども子育て関連の3つの法律、子ども子育て支援法、そして認定こども園法の一部改正法、さらには児童福祉法の一部改正等関係法律の整備法が、平成24年8月に成立し、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育と保育、地域の子ども子育て支援を総合的に推進することとされ、平成27年4月に施行される予定であり、新たな支援制度では、市町村が認可等を前提とした施設、事業者が運営基準等を満たしていることを確認して、教育、保育給付を行うこととなりますので、これに伴って、それぞれの事業の運営、あるいは施設の設備に関してそれぞれの基準を定めるものであります。

いずれの条例案の内容につきましても、内閣府令において示された基準、あるいは厚生労働省令で示された基準、これらの基準には、従うべき基準と参酌すべき基準が混在しておりますけれども、本町におきましては、国の基準と異なる内容を定める特別な事由や特性はないことから、国の基準どおりとして定めるものであります。

なお、これら3件の条例案につきましては、去る8月19日に開催しました、小清水町子ども子育て会議において審議をいただき、了承をいただいているものであります。

それでは、それぞれの条例案について説明させていただきます。

議案書では、20ページからになります。

合わせて、別途お配りしております、子ども子育て支援新制度施行に伴う基準等についてをご覧いただきたいと思っております。

はじめに、議案第59号、小清水町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例制定ですが、対象となります特定教育、保育施設、これらは、認定こども園、保育園及び幼稚園ですが、特定地域型保育事業におきましては、認定を受けた子どもがこれらを利用した場合の給付費を施設が代理受領することになりますけれども、この前提条件として、内閣府令において定められた基準を基にしまして、市町村が定めた基準を満たす必要があることから、この基準を定めるものであります。

この条例案の主な内容ですけれども、別紙資料の、2基準の概要、(1)特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例のところにあります表で示した利用定員と運営に関する基準であります。

それぞれの条文の説明は省かせていただきますが、総則的な基準を定めるものであり、本町では、小清水保育所が該当するものでございます。

次に、議案書46ページからの議案第60号、小清水町地域型保育事業の設備及び運営の基準に関する条例制定についてですが、地域型保育として4つの類型が、市町村による認可事業として、児童福祉法に位置づけられ、地域型の保育給付の対象になったことから、この対象とする施設の設備及び運営の基準を定めるものであります。

この条例案の主なものは、資料の2ページから3ページをご覧下さい。

地域型保育事業の設備及び運営の基準に関する条例のところの表のとおりであります。

それぞれの類型ごとの職員数から連携施設に関するところまでの設備と運営に関する基準となっております。

本町においては、今のところ該当するものはありません。

続きまして、議案書71ページからの議案第61号、小清水町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例制定についてですが、これまで実施されてきました事業を充実させるために、施設の設備及び運営の基準を定めるものでございます。

この条例案の主な内容は、資料の3ページ下段から4ページに記載のとおり、専用区画、事業者、職員に関する基準等でございます。

本町において、既に児童クラブとして、子ども教室と一体的に放課後事業として、主に小清水小学校において実施しているところでございます。

以上、それぞれ条例案を提案させていただいておりますが、冒頭申し上げましたとおり、国の基準どおりとするものでありますので、ご理解をいただければと思います。

また、それぞれの条例の附則におきましては、施行期日を、子ども子育て支援法等の施行の日と定め、更にそれぞれの条例適用に関する経過措置を定めております。

この際、少し議案から離れますけれども、これらに関連しまして、資料の4ページの下段、(4)の保育の必要性の認定基準に関する規則について説明したいと思います。

新たな子ども子育て支援制度におきましては、子どもに対する保育の必要性を認定することから始まりますが、この基準につきましても、国の基準どおりとすることとしております。

なお、労働時間の一月における下限のみ、町の裁量が反映されますが、この時間数を64時間と設定することとしております。

これは、現行の入所要件として運用している時間で設定するものとなっております。

この規則と先に説明いたしました3つの条例、合わせて4つの例規が、現在国から示されている町で制定が必要な例規ということになりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

はい7番、工藤孝一議員。

○7番（工藤孝一君）この子ども子育て関連3法の成立に伴って条例改正で、今、説明がありましたけれども、先日の常任委員会でも質問いたしました。現状の保育所の規則等による、保育料の改正と、あるいは変更があれば、どのように変更されるのか、あるいは、もう一つは、今後のこの制度、条例改正による、町内にあります幼稚園、あるいは、へき地保育所等の考え方について、お考えがあればお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

河西子育て支援課長。

○子育て支援課長（河西定博君）ただ今、ご質問いただきました、保育料は今後どうなるんですかという部分と、これからのいわゆる教育保育の町内における幼児教育等の今後の見方という部分のご質問かと思っておりますが、まず一点目の保育料につきましては、現行の水準を基本的には維持するというようにしております。

これについては、現行、国の基準に対して町の今の保育料の設定はおおよそ30%くらいの減額措置をしてございます。

これについては、基本的に維持をしていきたいというふうに考えております。

またへき地保育所につきましても、同様の考えで少なくとも来年度については、現行の保育料の水準を維持するというので新たに値上げをすとか、そういう発想は今のところございませんので、現行の維持で27年度はいきたいというふうに考えてございます。

それから将来的な教育と保育の関係、いわゆる幼稚園、へき地、町立を含めた今後の幼児教育関係の事につきましては、現行の状況、保育所においても入所定員を超えていると、幼稚園に

ついても26名の入園者がいると、へき地においては、約40名いるということで、全体の今後のそれぞれの子供たちの推移並びに新たな出生数とかも加味しながら今後5年間の一応子育て支援計画の中で謳っていききたいというふうに、今精査をしているところですが、いずれにしても全体のバランス、並びに今後の子供たちの状況を考えながらですね、検討していかなければならない課題だというふうに押さえておきまして、現段階において、将来的にこうしますという姿は今のところまだ明確に出てきませんけれども、将来に対するニーズに対応するために、今、3月を目途に新たな計画を立てているところがございますので、またその計画についてご説明する機会をと考えてございます。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか、他に質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第59号から議案第61号まで3件を一括して採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第59号から第61号、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第62号 乃至 議案第65号

○議長（坂田秀昭君）日程第11、議案第62号乃至、日程第14、議案第65号、平成26年度小清水町一般会計補正予算第4号について。

平成26年度小清水町介護保険特別会計補正予算第3号について。

平成26年度小清水町簡易水道特別会計補正予算第1号について。

平成26年度小清水町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

金原企画財政課長。

○企画財政課長（金原武浩君）ただ今一括上程されました、議案第62号乃至第65号中、議案第62号、平成26年度小清水町一般会計補正予算第4号についてご説明申し上げます。

議案書の80ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4299万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億6813万4千円とするものでございます。

歳出予算についてですが、今回、給与及び共済費など、人事院勧告に準じます人件費等の増減並びに関係する繰出金、負担金をそれぞれの科目に計上しておきまして、人件費等関係総額で176万6千円を追加計上してございます。

説明につきましては、人件費等関係経費以外の補正額とさせていただきます。

お手元の主要施策調と併せてご覧ください。

87ページをお願いいたします。

はじめに、2款総務費ですが、1項総務管理費は、4目財産管理費で、旧教育委員会庁舎の書庫への改修工事が完了し、書類の移動が終了したことから、旧書庫の解体を行うこととし、解体工事請負費546万5千円追加するものです。

次のページになります、3款民生費は、1項社会福祉費、10目介護保険対策費で、サービス事業勘定繰出金、居宅介護支援事業分及び特別養護老人ホーム運営事業分として、介護保険特別会計

繰出金1581万円追加するものです。

次のページになります、8款土木費は、2項道路橋梁費、2目道路新設改良維持費で、道営農道整備事業において、農道整備特別対策事業美和第5地区で実施しております、20線道路の事業費追加により200万円追加を行うものです。

次のページになります、10款教育費は、5項社会教育費、3目社会教育施設費で、止別公民館整備工事が11月末の工期内に完成する予定であることから、移転後に旧公民館の解体を行うこととし、給排水設備の撤去に係る申請手数料7千円、解体工事請負費1623万2千円をそれぞれ追加、合わせまして1623万9千円追加するものです。

次に、歳入予算ですが、84ページにお戻り下さい。

18款繰越金で、財源調整といたしまして、4299万5千円を追加計上するものでございます。

なお、給与費明細書につきましては、総務課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

○議長（坂田秀昭君）権藤総務課長。

○総務課長（権藤結君）それでは、給与費明細書についてご説明いたします。

議案書の91ページをご覧ください。

はじめに1の特別職につきましては、先ほどの人事院勧告に準ずる期末手当の改定によるもので、補正前と補正後の比較では長等が23万円の増、議員が31万3千円の増で、共済費の5万4千円増につきましても、期末手当の増に伴う市町村職員共済組合への負担金が増えたことによるものでございます。

次のページ、2の一般職につきましては、比較の欄の給与費の給料が352万3千円の減、職員手当が393万9千円の増、共済費が104万1千円の増で合計145万7千円の増となっております。

内訳といたしましては、次のページ、93ページですね、給料及び職員手当の増減額の明細に記載のとおり、人事院勧告に準ずる給与改定及び退職や育児休業、更には人事異動に伴う増減となっております。

同様に、このあとご提案いたします各特別会計の補正予算にかかる人件費明細書につきましても、人事院勧告及び人事異動による増減でございますので、特別会計の人件費明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）鈴木保健福祉課長。

○保健福祉課長（鈴木祐之君）続きまして、議案第63号、平成26年度小清水町介護保険特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。

議案書95ページをお開き下さい。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ、サービス事業勘定において1521万円を追加し、サービス事業勘定の予算総額を2億4696万5千円とするものでございます。

次に、102ページをお開き下さい。

歳出予算の補正ですが、1款1項サービス事業費、1目一般管理費におきまして、給与改定に伴います、一般職6名、定数外職員1名に係る給与、共済組合負担金等を追加するとともに、新たに嘱託職員を対象としました退職手当制度の整備により、平成27年3月31日付け愛寿苑退職予定者20名に係る退職手当1138万3千円に、採用等に係る増減を加えた、嘱託職員等賃金1350万2千円の追加に、雇用社会保険料の減額を合わせた総額で1521万円を追加計上するものです。

次に、100ページに戻りまして、歳入予算になりますが、人件費等の追加補正の財源としまして、一般会計繰入金で1581万円を追加、雑入は、嘱託職員の雇用保険、社会保険料に係る保険料収入60万円を減額計上するものです。

なお、嘱託職員の退職手当制度につきましては、総務課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）権藤総務課長。

○総務課長（権藤結君）それでは、嘱託職員にかかる退職手当制度についてご説明いたします。

別途お配りしております資料、嘱託職員の退職手当給与改定をご覧願います。

嘱託職員数につきましては、現在、事務職、保育士、愛寿苑の介護職員合わせて36名が在職しております。

今回改定する事由といたしましては、小清水町定数外職員取扱規則で嘱託職員の雇用期間については1年未満と定められておりますが、現状では毎年更新による継続雇用が常態化されていることから、一般職及び近隣市町との均衡を考慮し、退職手当の支給及び給与改定を図り雇用環境を改善することといたしました。

はじめに、一つ目の退職手当制度の創設でございますが、嘱託職員につきましては、正職員が加入している北海道市町村職員退職手当組合や、商工会が窓口となって推進しています中小企業退職金共済制度のいずれにも加入が認められないことから、新たに支給基準などの規定を既存の定数外職員取扱規則に加え、平成27年3月31日からの適用とするものでございます。

支給額につきましては、退職時の給料月額×勤続年数×2分の1としています。

次に、二つ目の給与改定でございますが、平成27年4月1日から施行することとしております。

(1)の初任給の改定につきましては、事務職を13万4千円から14万2千円に、保育士を13万4千円から15万3800円に引き上げ、採用条件の改善を図ることとしております。

(2)の在職者の調整につきましては、給料表における現在の号俸を事務職で2号俸、保育士で4号俸の特別昇給により初任給との調整を図ることとしております。

(3)の期末手当につきましては、年間支給額を2.6ヵ月から3ヵ月に引き上げ、給与水準の見直しを図ることとしております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）服部建設課長。

○建設課長（服部隆文君）続きまして議案第64号、平成26年度小清水町簡易水道特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

議案の108ページをお開き下さい。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1280万円を追加し、予算の総額を2億3381万4千円とするものでございます。

地方債の補正でございますが、110ページをお開き下さい。

道営畑地帯総合整備事業の小清水北地区営農用水事業において、事業費調整により本年度分の事業費が増額したことにより、町負担金分の借入額も増額しましたので、限度額を1260万円増額し、9060万円とするものでございます。

補正の内容でございますが、114ページでございます。

合わせて、簡易水道会計主要施策調べをご覧ください。

歳出予算の補正でございますが、1款1項2目一般管理費で、人件費における給与改定分の補正として10万1千円追加計上いたしました。

次に、2款2項1目建設改良費において、19節道営担い手支援畑地帯総合整備事業負担金で、小清水北地区営農用水事業の事業費調整に係る増額分1269万9千円追加計上いたしました。

次に、歳入でございますが、112ページをお開き下さい。

6款1項1目簡易水道事業債で、小清水北地区営農用水事業の事業費の増額分を借入することとして1260万円追加計上いたしました。

また、財源調整として、4款繰越金で20万円追加計上いたしました。

以上で、説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして議案第65号、平成26年度小清水町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

議案の118ページをお開き下さい。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ183万7千円を減額し、予算の総額を1億3768万5千円とするものでございます。

補正の内訳でございますが、123ページをお開き下さい。

歳出予算の補正でございますが、1款1項1目一般管理費で、人件費における給与改定及び人事異動に伴う補正として、2節給料、3節職員手当等、4節共済費、19節市町村職員共済組合負担金、あわせて183万7千円減額計上いたしました。

次に、歳入でございますが、121ページをお開き下さい。

財源調整といたしまして、5款繰越金で183万7千円を減額計上いたしました。

以上で、説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

申し訳ございません。

一部訂正がありますのでお願いしたいと思います。

議案の118ページでございます。

歳入歳出予算の補正第1条のところ、歳入歳出予算の総額となっておりますが、これを歳入歳出予算の総額からに改めていただきたいと思っております。

申し訳ございませんでした。

○議長（坂田秀昭君）説明が終わりましたので、質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

はじめに、議案第62号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第62号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第63号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第64号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第65号、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣言

○議長（坂田秀昭君）以上で、本町議会臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。  
これをもって、平成26年第9回町議会臨時会を閉会いたします。  
慎重審議ありがとうございました。

（閉会 午前10時15分）